

# 令和元年第3回東浦町議会定例会議案

令 和 元 年 9 月 6 日 提 出

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 同意第3号 教育委員会委員の選任について ······                                     | 1  |
| 報告第9号 平成30年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について ·····                        | 2  |
| 認定第1号 平成30年度東浦町一般会計決算の認定について ······                             | 別添 |
| 認定第2号 平成30年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について ···                        | 別添 |
| 認定第3号 平成30年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について ·····                          | 別添 |
| 認定第4号 平成30年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について ···                         | 別添 |
| 認定第5号 平成30年度東浦町下水道事業特別会計決算の認定について ·····                         | 別添 |
| 認定第6号 平成30年度東浦町水道事業会計決算の認定について ······                           | 別添 |
| 議案第36号 東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例の制定について ···                         | 4  |
| 議案第37号 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について ······                 | 5  |
| 議案第38号 東浦町職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部改正について                          | 10 |
| 議案第39号 東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について                          | 18 |
| 議案第40号 東浦町税条例等の一部改正について ······                                  | 25 |
| 議案第41号 東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について ·····                        | 58 |
| 議案第42号 東浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について ······   | 59 |
| 議案第43号 東浦町印鑑条例の一部改正について ······                                  | 60 |
| 議案第44号 東浦町水道事業給水条例及び東浦町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について ······ | 63 |
| 議案第45号 令和元年度東浦町一般会計補正予算（第3号） ······                             | 別添 |
| 議案第46号 令和元年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） ···                        | 別添 |
| 議案第47号 令和元年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ···                         | 別添 |
| 議案第48号 町道路線の廃止について ······                                       | 65 |
| 議案第49号 町道路線の変更について ······                                       | 66 |
| 議案第50号 町道路線の認定について ······                                       | 67 |

同意第3号

教育委員会委員の選任について

次の者を令和元年10月1日から教育委員会委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月6日提出

東浦町長 神谷明彦

杉浦政代

東浦町大字生路 昭和27年生

提案理由

教育委員会委員小林久枝の任期が、令和元年9月30日をもって満了となることに伴い、その後任を選任するため提案するものである。

報告第9号

平成30年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月6日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

平成30年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

| 指標名      | 比率                      | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------------------------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | — ( $\triangle 3.23$ )  | 13.38   | 20.00  |
| 連結実質赤字比率 | — ( $\triangle 21.59$ ) | 18.38   | 30.00  |
| 実質公債費比率  | 1.0                     | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | — ( $\triangle 17.7$ )  | 350.0   |        |

注 ( ) 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

| 会計名          | 比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|----|---------|
| 東浦町水道事業会計    | —  | 20.0    |
| 東浦町下水道事業特別会計 | —  |         |

注 比率の「—」は資金不足額がなく資金剩余额がある場合

議案第 36 号

東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例の制定について

東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例

この条例の施行の際現に町長の職にある者がこの条例の施行の日の属する任期内に退職する場合には、その者に対しては、東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和 45 年東浦町条例第 24 号）第 6 条の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在町長の職にある者の退職手当を支給しないこととするため提案するものである。

議案第 37 号

東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

- 2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(報酬の額)

第3条 職員の報酬の額は、他の一般職に属する職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、その職種に応じて月額のときは 313,326 円、日額のときは 14,920 円及び時間額のときは 1,925 円の範囲内において、町長が規則で定める額とする。この場合において、当該報酬の額は、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号。以下「給与条例」という。）第 10 条の 2 に規定する地域手当に相当する額を加算した後の額とする。

(報酬の支給)

第4条 報酬は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、町長が規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から退職したまでの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の 1 日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤に係る費用弁償)

第5条 職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額及び返納については、給与条例第11条第2項及び第4項から第6項までの規定の例による。

(公務のための旅費に係る費用弁償)

第6条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、東浦町職員等の旅費に関する条例(昭和45年東浦町条例第6号)の例による。この場合において、職員の職務は、給与条例第4条第1項に規定する別表第1行政職給料表(一)における2級以下に相当するものとする。

(時間外勤務に係る報酬)

第7条 当該職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、前項の勤務1時間につき、第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務の中、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間

を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 12 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第 1 項の勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）の時間 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100 分の 50  
(休日勤務に係る報酬)

第 8 条 勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間条例第 9 条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 12 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の休日の勤務に対しては、第 1 項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第 9 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務 1 時間につき第 12 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第 10 条 給与条例第 17 条から第 17 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上の職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第 17 条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 か月以内の在職期間における報酬（町長が規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」とする。

- 2 任期の定めが6月に満たない職員の会計年度内における任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期の定め（6月末満に限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めの合計が6月に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

（特殊勤務に係る報酬）

第11条 東浦町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年東浦町条例第4号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第3条第1項に規定する事務、第4条第1項に規定する作業並びに第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項に規定する業務に従事することを命ぜられた職員には、特殊勤務手当条例第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第12条 第7条から第9条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第3条の規定により町長が規則で定める月額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第3条の規定により町長が規則で定める日額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第3条の規定により町長が規則で定める時間額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第3条の規定により町長が規則で定める月額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第3条の規定により町長が規則で定める日額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

（報酬の減額）

第13条 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、

時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(休職者の給与)

第14条 休職者には、休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(雑則)

第15条 報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員に給与等を支払うため提案するものである。

議案第38号

東浦町職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月6日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和26年東浦町条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後   | 改正前                                       |
|---|---|
| <p>(休職の効果)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p> | <p>(休職の効果)</p> <p>第5条 略</p> <p>2及び3 略</p> |

(東浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年東浦町条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年東浦町条例第号)第7条に規定する時間外勤務に係る報酬の額、第8条に規定する休日勤務に係る報酬の額、第9条に規定する夜</p> | <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1以下を減ずるものとし、その期間並びに額は個々について任命権者が定める。</p> |

間勤務に係る報酬の額及び第 11 条に規定する特殊勤務に係る報酬の額を除く。) の 10 分の 1 以下を減ずるものとし、その期間並びに額は個々について任命権者が定める。

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <u>(会計年度任用職員の給与)</u><br><u>第 21 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の給与については、別に条例で定める。</u> | <u>(非常勤職員の給与)</u><br><u>第 21 条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、任命権者は、常勤の職員の給与との權衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</u> |
|   | <u>2 前項の常勤を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。</u>  |

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

| 改正後   | 改正前   |      |   |    |      |
|---|---|------|---|----|------|
| <u>(報酬の支給)</u><br><u>第3条 略</u><br><u>2 前項の規定により報酬を支給するときは、年額のものにあっては 365 日を、月額のものにあってはその月の現日数を基礎として日割りによって計算する。</u><br><u>ただし、町長が定める職の報酬のうち町長が定めるものは、この限りでない。</u> | <u>(報酬の支給)</u><br><u>第3条 略</u><br><u>2 前項の規定により報酬を支給するときは、年額のものにあっては 365 日を、月額のものにあってはその月の現日数を基礎として日割りによって計算する。</u> |      |   |    |      |
| <u>3 略</u>  | <u>3 略</u>  |      |   |    |      |
| <u>別表（第 2 条関係）</u>  | <u>別表（第 2 条関係）</u>  |      |   |    |      |
| <table border="1"><tr><td>職名</td><td>報酬の額</td></tr></table>   | 職名  | 報酬の額 | <table border="1"><tr><td>職名</td><td>報酬の額</td></tr></table> | 職名 | 報酬の額 |
| 職名  | 報酬の額  |      |   |    |      |
| 職名  | 報酬の額  |      |   |    |      |

|                      |    |  |
|----------------------|----|--|
| 教育委員会委員の項から産業医の項まで 略 |    |  |
| 学校 産業医               | 年額 | 152,500 円  |
| 学校 医                 | 年額 | <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 基本割</p> <p>ア 小学校 1校につき 150,000 円</p> <p>イ 中学校 1学年につき 50,000 円</p> <p>(2) 児童生徒割 児童又は生徒 1人につき 650 円</p> <p>(3) 回数割 健康診断 1回につき 30,000 円</p> <p>(4) 会議出席割 1回につき 7,000 円</p> |
| 学校 歯科医               | 年額 | <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 基本割</p> <p>ア 小学校 1校につき 130,000 円</p> <p>イ 中学校 1学年につき 44,000 円</p> <p>(2) 児童生徒割 児童又は生徒 1人につき 600 円</p> <p>(3) 回数割 健康診断 1回につき 30,000 円</p> <p>(4) 会議出席割 1回につき 7,000 円</p> |
| 学校 薬剤師               | 年額 | <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 基本割 1校につき 55,000 円</p>  |

|                                      |    |   |                                      |  |
|--------------------------------------|----|---|--------------------------------------|--|
|                                      |    | (2) 会議出席割 1<br>回につき 7,000 円   |                                      |  |
| 保育園<br>医                             | 年額 | 次に掲げる額の合計額<br>(1) 基本割 1園につき 65,000 円<br>(2) 児童幼児割 園児 1人につき 300 円<br>(3) 回数割 健康診断 1回につき 30,000 円 |                                      |  |
| 保育園<br>歯科医                           | 年額 | 次に掲げる額の合計額<br>(1) 基本割 1園につき 30,000 円<br>(2) 児童幼児割 園児 1人につき 250 円<br>(3) 回数割 健康診断 1回につき 30,000 円 |                                      |  |
| 保健センター<br>医                          | 日額 | 45,000 円  |                                      |  |
| 保健センター<br>歯科医                        | 日額 | 45,000 円  |                                      |  |
| 保健センター運営協議会委員の項から<br>土地区画整理評価員の項まで 略 |    |   | 保健センター運営協議会委員の項から<br>土地区画整理評価員の項まで 略 |  |
| 公民館<br>参与及びコミュニケーションセンター<br>セイタ参     | 略  | 略   | 公民館長及び<br>コミュニケーションセンターラー長           |  |
| 社会教育委員の項からいじめ問題対策                    |    |   | 社会教育委員の項からいじめ問題対策                    |  |

| 委員会委員の項まで 略      |    |          |
|------------------|----|----------|
| いじめ              | 日額 | 10,000 円 |
| <u>問題調査委員会委員</u> |    |          |
| <u>学校評議員</u>     | 日額 | 10,000 円 |
| その他の非常勤の職員の項 略   |    |          |
| 備考 略             |    |          |
| 委員会委員の項まで 略      |    |          |
| いじめ              | 日額 | 10,000 円 |
| <u>問題調査委員会委員</u> |    |          |
| その他の非常勤の職員の項 略   |    |          |
| 備考 略             |    |          |

(東浦町職員定数条例の一部改正)

第5条 東浦町職員定数条例（昭和41年東浦町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、議会、町長、水道事業、下水道事業、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び教育委員会の事務部局に勤務する職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時の職に臨時的に任用される職員</u>及び非常勤の職員を除く。以下同じ。）並びに教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の職員の定数について定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、議会、町長、水道事業、下水道事業、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び教育委員会の事務部局に勤務する職員（<u>臨時又は</u>非常勤の職員を除く。以下同じ。）並びに教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の職員の定数について定めるものとする。</p> |

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和45年東浦町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> | <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> |

（東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東浦町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている</p> | <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。）</b>のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰における号給の調整）</p> <p>第 8 条 育児休業をした職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、町長が規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p> | <p>職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰における号給の調整）</p> <p>第 8 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、町長が規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p> |
|---|--|

（東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第 8 条 東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| （職員の派遣）   | （職員の派遣）  |
| 第 2 条 略   | 第 2 条 略  |
| 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。         | 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。              |
| （1）及び（2）略                                       | （1）及び（2）略  |
| （3）地方公務員法第 22 条に規定する条件付採用になつてゐる職員（町長が定める職員を除く。） | （3）地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条件付採用になつてゐる職員（町長が定める職員を除く。） |
| （4）及び（5）略                                       | （4）及び（5）略  |

（東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正）

第 9 条 東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後  | 改正前  |
|------|------|
| （定義） | （定義） |

|   |   |
|---|---|
| <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員 町の職員であつて地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の<u>職員</u>をいう。</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> | <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員 町の職員であつて地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の<u>職員</u><br/><u>並びに同法第22条第5項の規定により臨時的に任用された者</u>をいう。</p> <p>(3) から (5) まで 略</p> |
|---|---|

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 39 号

東浦町職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和 26 年東浦町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (休職の効果)  | (休職の効果)  |
| 第5条 略  | 第5条 略  |
| 2 略  | 2 略  |
| 3 任命権者は前 2 項の規定による休職の期間が経過したとき、若しくは第 1 項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならぬ。ただし、法第 16 条第 1 号の規定に該当するに至ったときは、この限りでない。 | 3 任命権者は前 2 項の規定による休職の期間が経過したとき、若しくは第 1 項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならぬ。ただし、法第 16 条第 2 号の規定に該当するに至ったときは、この限りでない。 |

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (期末手当)   | (期末手当)   |
| 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第 17 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第 17 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。） | 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第 17 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第 17 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。） |

|   |   |
|---|---|
| <p>に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>又は</u>死亡した職員(第22条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>  | <p>に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は</u>死亡した職員(第22条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>                     |
| <p>2及び3 略</p>   | <p>2及び3 略</p>   |
| <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>又は</u>死亡した職員にあっては、退職し、<u>又は</u>死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>                     | <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し、又は</u>死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し、又は</u>死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>     |
| <p>5及び6 略<br/>第17条の2 次の各号のいづれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p>                                       | <p>5及び6 略<br/>第17条の2 次の各号のいづれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p>                                       |
| <p>(1) 略<br/>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した<u>職員</u></p>  | <p>(1) 略<br/>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した<u>職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p>   |
| <p>(3) 及び (4) 略<br/>(勤勉手当)</p>  | <p>(3) 及び (4) 略<br/>(勤勉手当)</p>  |
| <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。</p> | <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>これらの基準日前1か月以内に退職し、<br/><u>又は死亡した職員</u>（町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>   | <p>これらの基準日前1か月以内に退職し、<br/><u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>（町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>  |
| <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>   | <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>   |
| <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、<u>又は死亡した職員</u>にあっては、退職し、<u>又は死亡した日現在</u>。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> | <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員</u>にあっては、退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> |
| <p>(2) 略<br/>3から5まで 略<br/>(休職者の給与)</p>   | <p>(2) 略<br/>3から5まで 略<br/>(休職者の給与)</p>   |
| <p>第22条 略<br/>2から4まで 略<br/>5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、<u>前各項</u>に定める給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。</p>  | <p>第22条 略<br/>2から4まで 略<br/>5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、<u>前4項</u>に定める給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。</p>  |
| <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、<u>又は死亡したときは</u>、第17条第1項の規定により、町長が規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、町</p>                                      | <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは</u>、第17条第1項の規定により、町長が規則で定める</p>   |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 長が規則で定める職員については、この限りでない。<br>7 略 | 日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、町長が規則で定める職員については、この限りでない。<br>7 略 |
|---------------------------------|---|

(東浦町消防団条例の一部改正)

第3条 東浦町消防団条例（昭和41年東浦町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (欠格事項)<br>第6条 次の各号の一に該当する者は、団員になることができない。  | (欠格事項)<br>第6条 次の各号の一に該当する者は、団員になることができない。  |
| (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者<br>(2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者<br>(3) 略<br>(分限) | (1) 成年被後見人又は被保佐人<br>(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者<br>(3) 第7条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者<br>(4) 略<br>(分限) |
| 第7条 略<br>2 団員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。<br>(1) 前条第1号又は第3号の一に該当するに至ったとき。<br>(2) 略         | 第7条 略<br>2 団員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。<br>(1) 前条第1号、第2号又は第4号の一に該当するに至ったとき。<br>(2) 略                       |

(東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年東浦町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (退職手当)<br>第15条 略<br>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当 | (退職手当)<br>第15条 略<br>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当 |

|   |  |
|---|--|
| の全部又は一部を支給しないこととすることができる。                 | の全部又は一部を支給しないこととすることができる。  |
| (1) 略                                     | (1) 略  |
| (2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による <u>失職</u> した者 | (2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による <u>失職</u> （同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）をした者 |
| (3) 略                                     | (3) 略  |
| 3 から 5 まで 略                               | 3 から 5 まで 略  |

（東浦町職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第 5 条 東浦町職員等の旅費に関する条例（昭和 45 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（旅費の支給）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 16 条各号</u>又は第 29 条第 1 項各号の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）がその出発前に次条第 3 項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> | <p>（旅費の支給）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 16 条第 2 号から第 5 号</u>又は第 29 条第 1 項各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に次条第 3 項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町長が規則で定めるものを旅費として支給するこ</p> |

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

とができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和45年東浦町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| （懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）   | （懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）   |
| 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処 | 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処 |

|  |  |
|--|--|
| 分を行うことができる。<br>(1) 略<br>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による <u>失職</u> 又はこれに準ずる退職をした者<br><br>2 及び 3 略 | 分を行うことができる。<br>(1) 略<br>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による <u>失職</u> （同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者<br><br>2 及び 3 略 |
|--|--|

#### 附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。